

# ワンストップサービスの充実・生活保護 受給者等就労支援事業の推進について

職業安定局雇用開発課就労支援室

# 住居・生活支援アドバイザーの設置について

## 1. 設置の目的

住居・生活支援を必要とする求職者が、第二のセーフティネット支援施策及び生活保護その他の関連支援施策を利用して早期に安定就職できるようにするため、主要な公共職業安定所に、住居・生活・就労の支援に関する相談・助言と各支援施策の担当窓口への誘導を専門的に担当する「住居・生活支援アドバイザー」（以下「アドバイザー」という）を設置する。

※第二のセーフティネットの主な支援施策

就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、住宅手当、総合支援資金貸付、臨時特例つなぎ資金貸付など

※関連支援施策

雇用促進住宅・公的賃貸住宅の緊急特例一時入居、多重債務問題、心の健康問題に関する相談、生活保護など

## 2. アドバイザーの職務内容

- ① 住居・生活支援に関する総合相談及び職業相談
- ② 第二のセーフティネット支援施策及び生活保護その他の関連支援施策に係る制度説明、選択の助言、担当窓口への誘導
- ③ 第二のセーフティネット支援施策に係る事前要件確認

## 3. アドバイザーへの研修実施

アドバイザーは、

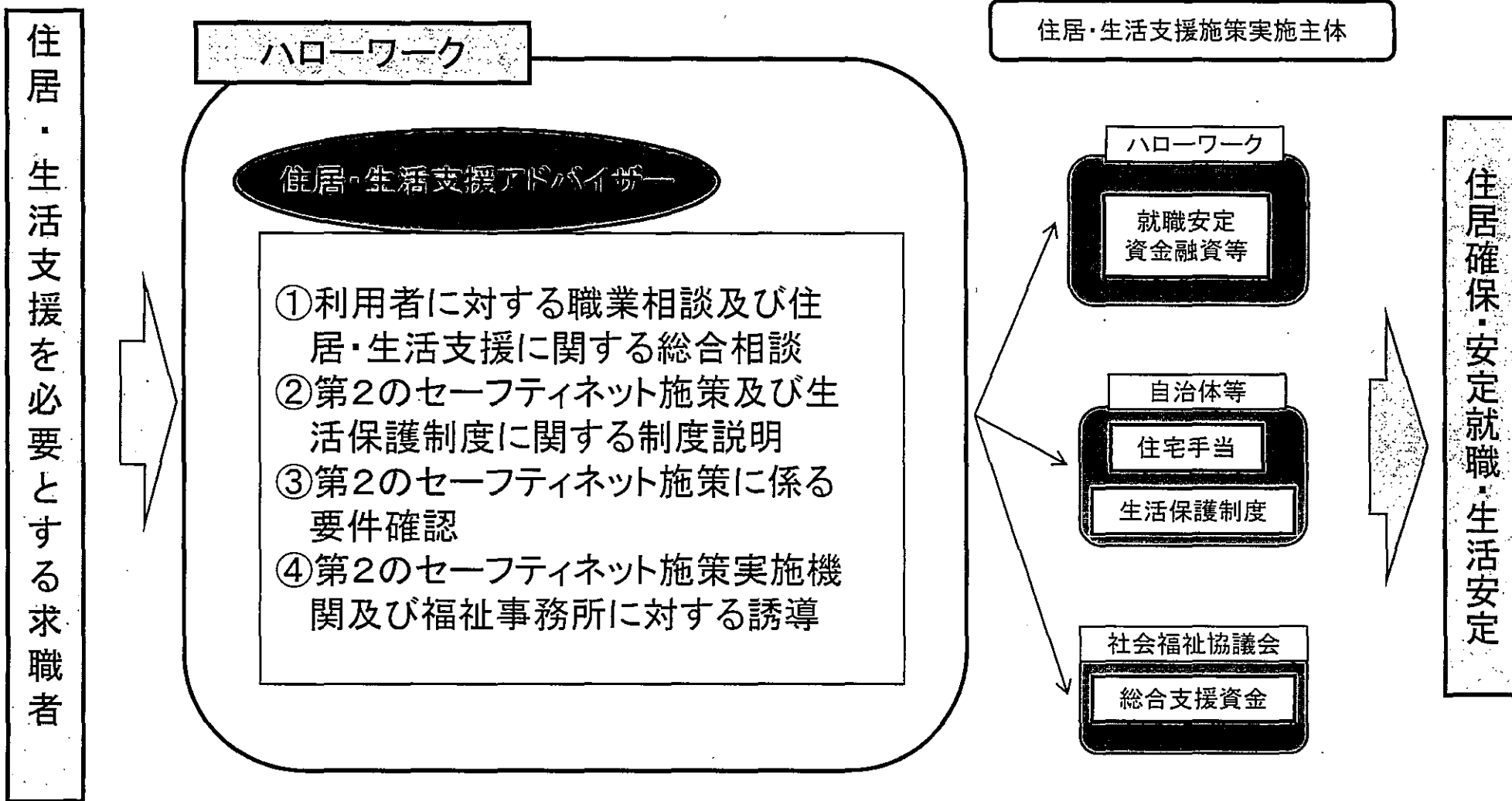
- ① 地方自体委の関係部署、社会福祉協議会等の相談窓口での勤務経験者
- ② 社会福祉士等、社会福祉主事任用資格を有し、福祉関係の相談業務の経験者

等の専門性を有する者を採用し、採用後に地方自治体及び社会福祉協議会の協力を得て、関係事務に関する実務研修等を行う。

## 4. アドバイザーの配置

全国の主要なハローワークに263名のアドバイザーを配置  
(平成21年度第二次補正予算により措置)

# 住居・生活支援を必要とする求職者に対する ハローワークの総合相談機能の充実の概要



## 住居・生活支援アドバイザー配置安定所一覧

No.	労働局	安定所名	住 所	電話番号		
1	北海道	札幌	札幌市中央区南十条西14丁目	011(562)0101		
		札幌東	札幌市豊平区月寒東一条3丁目2-10	011(853)0101		
		札幌北	札幌市東区北十六条東4丁目	011(743)8609		
		旭川	旭川市春光町10-58	0166(51)0176~9		
		函館	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138(26)0735		
2	青森	青森	青森市中央2-10-10	017(776)1561(代)		
		八戸	八戸市沼館4-7-120	0178(22)8609(代)		
		弘前	弘前市大字南富田町5-1	0172(38)8609		
3	岩手	盛岡	盛岡市紺屋町7-26	019(624)8902~8		
4	宮城	仙台	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3階、4階	022(299)8811(代)		
		宮城キャリアアップハローワーク	仙台市宮城野区榴岡1-6-30 エクセレントスクエア仙台2階	022(207)3375		
5	秋田	秋田	秋田市茨島1-12-16	018(864)4111(代)		
6	山形	山形	山形市桧町2-6-13	023(684)1521(代)		
7	福島	郡山	郡山市方八町2-1-26	024(942)8609		
		平	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246(23)1421		
		福島	福島市狐塚17-40	024(534)4121		
		会津若松	会津若松市西栄町2-23	0242(26)3333		
8	茨城	水戸	水戸市水府町1573-1	029(231)6221		
9	栃木	宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	028(638)0369		
10	群馬	前橋	前橋市天川大島町130-1	027(290)2111		
11	埼玉	大宮	さいたま市大宮区大成町1-525	048(667)8609		
		浦和	さいたま市浦和区常盤5-8-40	048(832)2461		
		川越	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎	049(242)0197		
		所沢	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎	04(2992)8609		
		春日部	春日部市下大増新田61-3	048(736)7611		
		草加	草加市弁天4-10-7	048(931)6111		
		越谷	越谷市東越谷1-5-6	048(969)8609		
		12	千葉	千葉	千葉市美浜区幸町1-1-3	043(242)1181
		千葉南		千葉市中央区南町2-16-3 ユウキ蘇我駅前ビル3階・4階	043(300)8609	
		船橋		船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル7階(第二庁)	047(420)8609	
松戸	松戸市松戸1307-1 松戸ビルヂング3階	047(367)8609				
市川	市川市南八幡5-11-21	047(370)8609				
木更津	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津5階	0438(25)8609				
茂原	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階	0475(25)8609				
成田	成田市加良部3-4-2	0476(27)8609				
13	東京	飯田橋		文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内1~5階	03(3812)8609(代)	
上野		台東区東上野4-1-2		03(3847)8609(代)		
品川		港区港南2-5-12 品川NBSPビル(品川庁舎)	03(3450)8609			
大森		大田区大森北4-16-7	03(5493)8609(代)			
渋谷		渋谷区神南1-3-5	03(3476)8609(代)			
新宿		新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階(西新宿庁舎)	03(5325)9593			
池袋		豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階(サンシャイン庁舎)	03(5911)8609			
王子		北区王子6-1-17	03(5390)8609(代)			
足立		足立区千住1-4-1	03(3870)8609(代)			
墨田		墨田区江東橋2-19-12	03(5669)8609(代)			
木場		江東区木場2-13-19	03(3643)8609			
八王子		八王子市子安町1-13-1	042(648)8609(代)			
立川		立川市錦町1-9-21	042(525)8609(代)			
青梅		青梅市東青梅3-12-16	0428(24)8609(代)			
三鷹		三鷹市下連雀4-15-18	0422(47)8609(代)			
町田	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	042(732)8609(代)				
府中	府中市美好町1-3-1	042(336)8609(代)				
14	神奈川	横浜	横浜市中区本町3-30	045(663)8609(代)		
		戸塚	横浜市戸塚区戸塚町3722	045(864)8609(代)		
		横浜南	横浜市金沢区寺前1-9-6	045(788)8609(代)		
		港北	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	045(474)1221(代)		
		川崎	川崎市川崎区南町17-2	044(244)8609(代)		
		川崎北	川崎市高津区千年698-1	044(777)8609(代)		
		平塚	平塚市松風町2-7	0463(24)8609(代)		
		横須賀	横須賀市平成町2-14-19	046(824)8609(代)		

		相模原	相模原市富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042(776)8609(代)
		小田原	小田原市本町1-2-17	0465(23)8609(代)
		藤沢	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	0466(23)8609(代)
		厚木	厚木市寿町3-7-10	046(296)8609(代)
		大和	大和市深見西3-3-21	046(260)8609(代)
		松田	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465(82)8609(代)
15	新潟	新潟	新潟市中央区万代3-4-38	025(244)0131(代)
		新津	新潟市秋葉区新津本町4-18-8	0250(22)2233(代)
		巻	新潟市西蒲区巻甲4087	0256(72)3155(代)
		長岡	長岡市中沢町字太田500-1	0258(32)1181~2
		上越	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025(523)6121(代)
		新発田	新発田市日渡96	0254(27)6677
16	富山	富山	富山市奥田新町45	076(431)8609(代)
17	石川	金沢	金沢市鳴和1-18-42	076(253)3030(代)
18	福井	福井	福井市大手2-22-18	0776(23)0174(代)
19	山梨	甲府	甲府市住吉1-17-5	055(232)6060
20	長野	長野	長野市中御所3-2-3	026(228)1300(代)
		篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田826-1	026(293)8609(代)
		松本	松本市庄内3-6-21	0263(27)0111(代)
21	岐阜	岐阜	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	058(247)3211~5
22	静岡	静岡	静岡市駿河区西島235-1	054(238)8609
		清水	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054(351)8609
		浜松	浜松市中区浅田町50-2	053(457)5151
		沼津	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	055(931)0145
		御殿場	御殿場市齋字水道111	0550(82)0540
		三島	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階・3階	055(980)1300
		磐田	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538(32)6181
		富士	富士市南町1-4	0545(51)2151
23	愛知	名古屋東	名古屋市名東区平和が丘1-2	052(774)1115
		名古屋中	名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内	052(582)8171
		名古屋南	名古屋市熱田区旗屋2-22-21	052(681)1211
		豊田	豊田市常盤町3-25-7	0565(31)1400
		豊橋	豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎内	0532(52)7191
		岡崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内	0564(52)8609
		刈谷	刈谷市若松町1-46-3	0566(21)5001
		半田	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569(21)0023
		春日井	春日井市大手町2-135	0568(81)5135
		一宮	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586(45)2048
		犬山	犬山市松本町2-10	0568(61)2185
24	三重	松阪	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	0598(51)0860
		桑名	桑名市矢田字三反長913-3	0594(22)5141
25	滋賀	大津	大津市中央4-6-52	077(522)3773(代)
26	京都	京都西陣	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1	075(451)8609(代)
		京都七条	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075(341)8609
		伏見	京都市伏見区風呂屋町232	075(602)8609
		宇治	宇治市宇治池森16-4	0774(20)8609
		福知山	福知山市東羽合町37	0773(23)8609
27	大阪	大阪東	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1階~3階	06(6942)4771
		梅田	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	06(6344)8609
		大阪西	大阪市港区南市岡1-2-34	06(6582)5271
		阿倍野	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06(6628)5051
		淀川	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06(6302)4771
		堺	堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8階	072(238)8301
		茨木	茨木市東中条町1-12	072(623)2551
		布施	東大阪市長栄寺7-6	06(6782)4221
		岸和田	岸和田市作才町1264	072(431)5541
		池田	池田市栄本町12-9	072(751)2595
		泉大津	泉大津市旭町22-9	0725(32)5181
		河内柏原	柏原市堂島町1-22	072(972)0081
		枚方	枚方市大垣内町2-9-21	072(841)3363
		泉佐野	泉佐野市上町2-1-20	072(463)0565
		河内長野	河内長野市昭栄町7-2	0721(53)3081
		門真	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階	06(6906)6831
28	兵庫	神戸	神戸市中央区相生町1-3-1	078(362)8609(代)

		灘	神戸市灘区大内通5-2-2	078(861)8609(代)
		姫路	姫路市北条字中道250	079(222)8609(代)
		西宮	西宮市青木町2-11	0798(75)6711
		尼崎	尼崎市名神町3-12-2	06(6428)0001(代)
		明石	明石市大明石町2-3-37	078(912)2277(代)
		西脇	西脇市西脇885-30	0795(22)3181~3
		加古川	加古川市野口町良野1742	079(421)8609(代)
		伊丹	伊丹市昆陽1-1-6	072(772)8609
29	奈良	奈良	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(36)1601(代)
30	和歌山	和歌山	和歌山市美園町5-4-7	073(425)8609
31	鳥取	鳥取	鳥取市富安2-89	0857(23)2021(代)
32	島根	松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	0852(22)8609
33	岡山	岡山	岡山市北区野田1-1-20	086(241)3222
		西大寺	岡山市東区河本町325-4	086(942)3212
		倉敷中央	倉敷市笹沖1378-1	086(424)3333
		津山	津山市山下9-6	0868(22)8341
		笠岡	笠岡市十一番町11-6	0865(62)2147
34	広島	広島	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082(223)8609
		可部	広島市安佐北区可部南3-3-36	082(815)8609
		広島東	広島市東区光が丘13-7	082(264)8609
		福山	福山市東桜町3-12	084(923)8609
		呉	呉市西中央1-5-2	0823(25)8609
		廿日市	廿日市市串戸4-9-32	0829(32)8609
35	山口	山口	山口市神田町1-75	083(922)0043
36	徳島	徳島	徳島市出来島本町1-5	088(622)6305~08
37	香川	高松	高松市花ノ宮町2-2-3	087(869)8609(代)
38	愛媛	松山	松山市大軒家町3-27 松山労働総合庁舎	089(917)8609
39	高知	高知	高知市大津乙2536-6	088(878)5320
40	福岡	福岡中央	福岡市中央区赤坂1-6-19	092(712)8609(代)
		福岡東	福岡市東区千早6-1-1	092(672)8609
		福岡西	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092(881)8609
		八幡	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093(622)5566
		小倉	北九州市小倉北区萩崎町1-11	093(941)8609
		久留米	久留米市諏訪野町2401	0942(35)8609
		行橋	行橋市西宮市5-2-47	0930(25)8609
		福岡南	春日市春日公園3-2	092(513)8609
		田川	田川市大字弓削田184-1	0947(44)8609
		大牟田	大牟田市大正町6-2-3	0944(53)1551
		直方	直方市大字頓野字正境3334-5	0949(22)8609
		飯塚	飯塚市芳雄町12-1	0948(24)8609
41	佐賀	佐賀	佐賀市成章町5-21	0952(24)4361
42	長崎	長崎	長崎市宝栄町4-25	095(862)8609(代)
43	熊本	熊本	熊本市大江6-1-38	096(371)8609(代)
44	大分	大分	大分市都町4-1-20	097(538)8609
45	宮崎	宮崎市	宮崎市柳丸町131	0985(23)2245(代)
46	鹿児島	鹿児島	鹿児島市下荒田1-43-28	099(250)6060
47	沖縄	那覇	那覇市おもろまち1-3-25	098(866)8609

# 生活福祉・就労支援協議会の設置について

## 1. 設置の目的

住居・生活に困窮する離職者が、第二のセーフティネット支援施策等を効果的に利用して生活再建を図り、生活保護受給者等の就労自立を促進するためには、各地域の福祉部門と雇用部門の密接な連携が重要である。

このため、各地域の各関係機関が連携・協力を図る上での協議、調整等を行うことを目的として、「生活福祉・就労支援協議会」を設置する。

## 2. 協議会の設置単位

都道府県及び地域（原則として一つの公共職業安定所の管轄区域）に設置

## 3. 協議会の構成員（主なもの）

### ア 福祉部門

- ・ 地方自治体の福祉担当（住宅手当、生活保護、母子福祉施策関係）
- ・ 社会福祉協議会

### イ 雇用部門

- ・ 都道府県労働局・ハローワーク
- ・ 自治体の労働担当（雇用政策、職業能力開発関係）

### ウ その他

- ・ 関連施策担当機関（多重債務問題、精神保健福祉（自殺対策）、公的賃貸・民間賃貸住宅関係、福祉部門担当コーディネータの代表、アドバイザー等の代表）

## 4. 協議会の協議事項（主なもの）

### ア 各支援施策・事業の実施状況及び成果の確認と検証

- ・ 第二のセーフティネット関連施策の実施状況
- ・ 福祉部門と雇用部門の連携など

### イ 各支援施策・事業の運営上の問題点・課題の検討

### ウ 各支援施策・事業の実施手続上の調整（担当者の研修関係を含む）

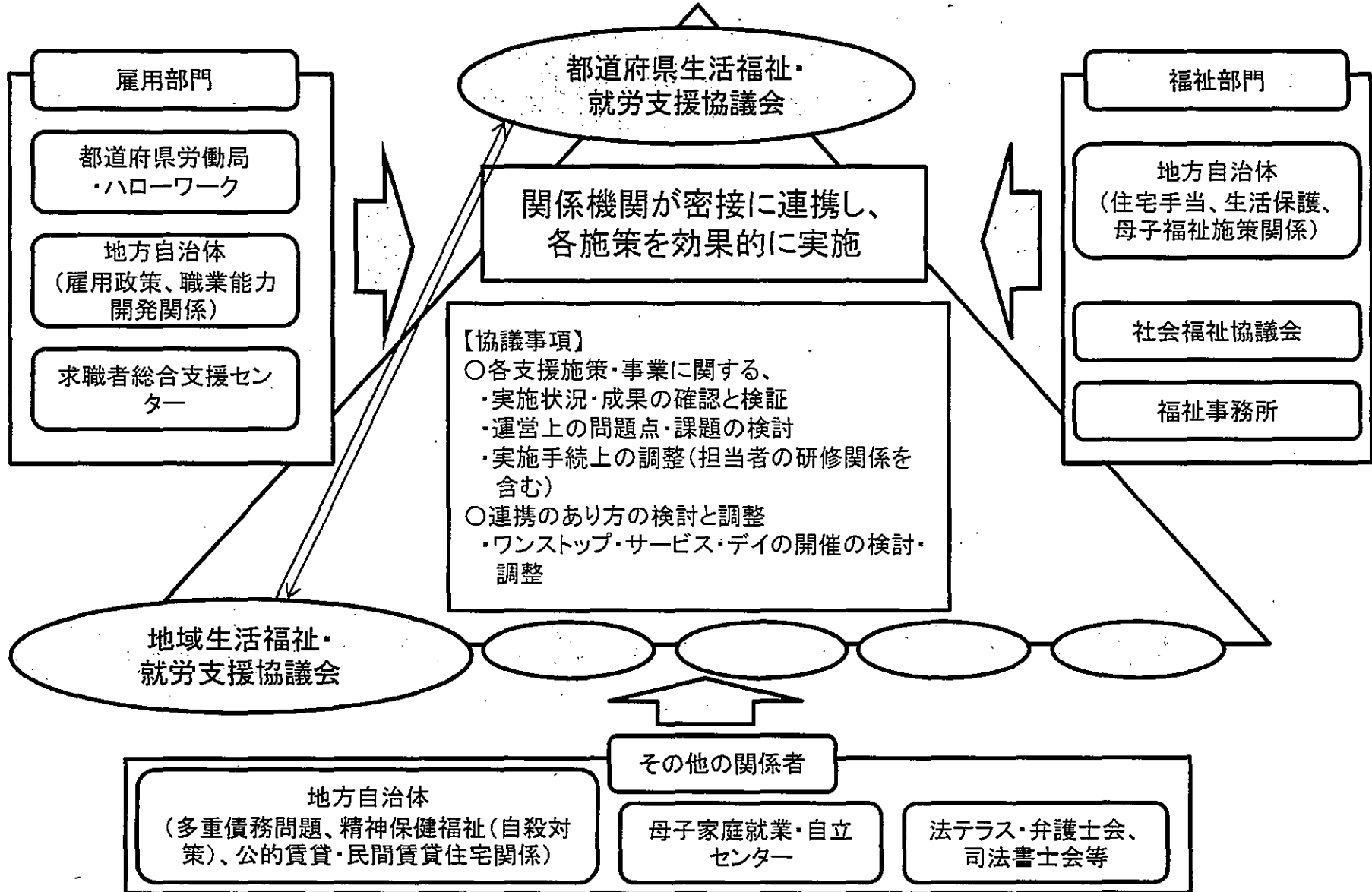
### エ 各地域における今後の連携のあり方の検討と調整

- ・ ワンストップ・サービス・デイの開催の検討など

## 5. 協議会の開催時期

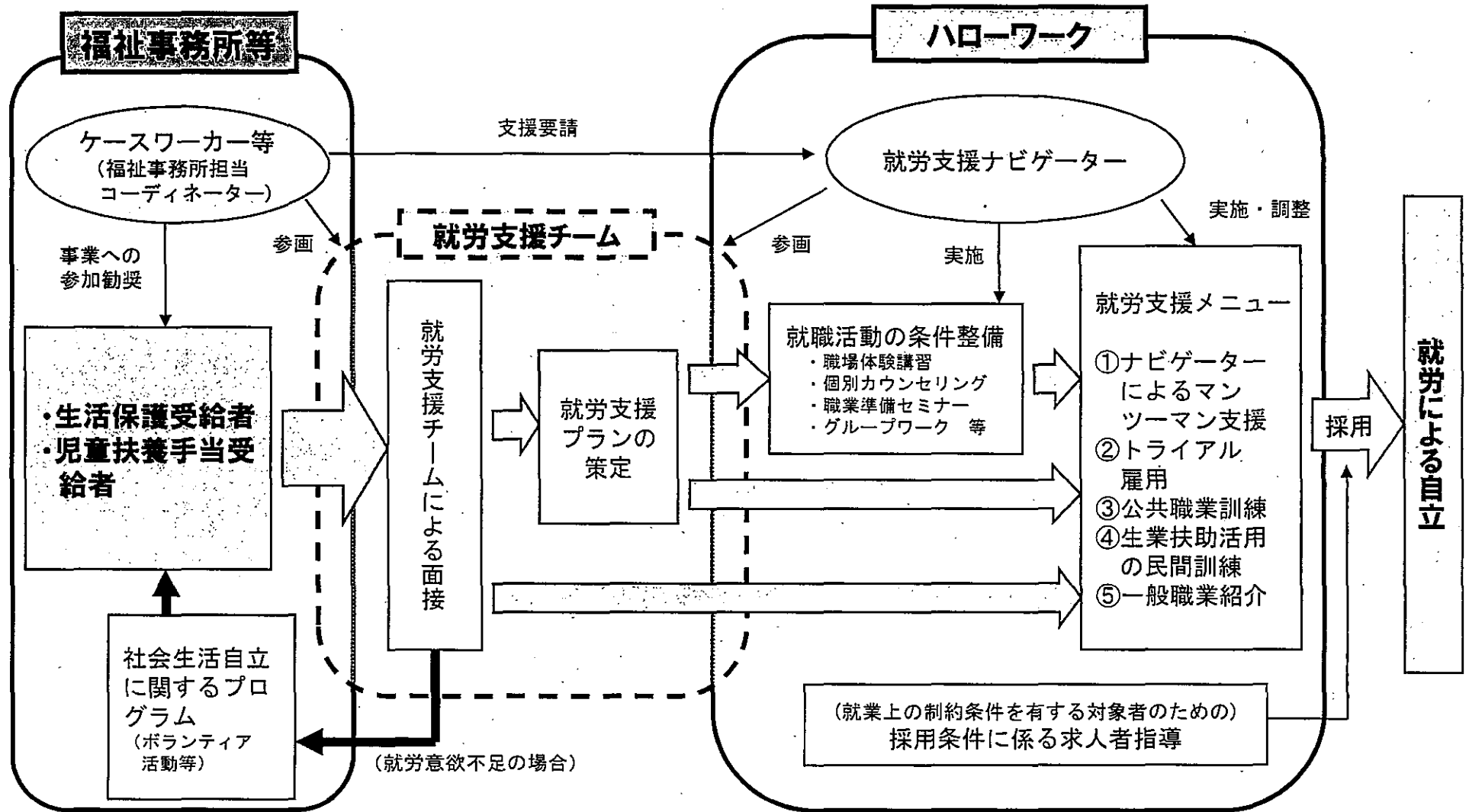
毎年度5月末までに開催するほか、必要に応じて随時開催（年数回程度）

# 生活福祉・就労支援協議会について



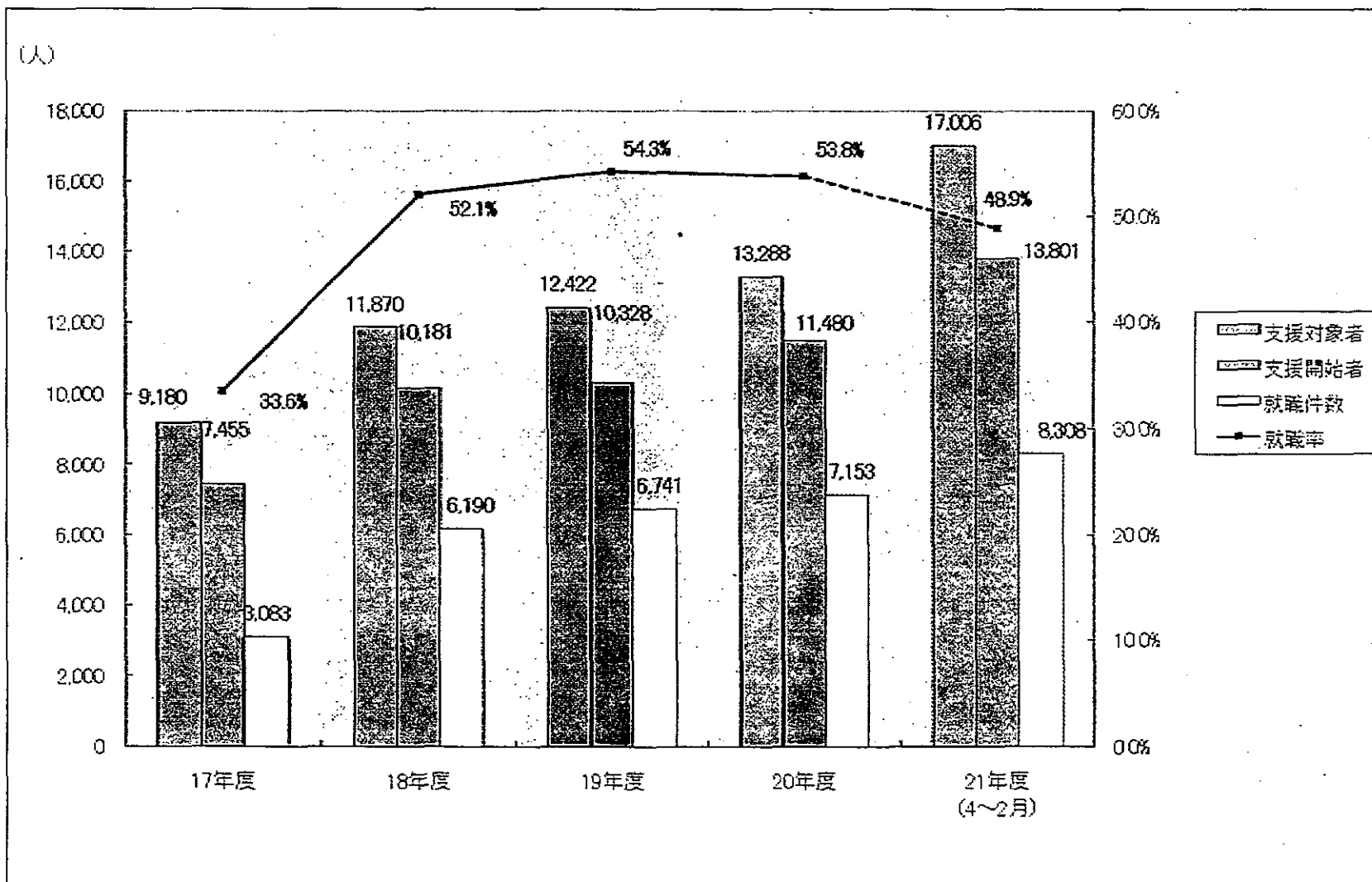


# 生活保護受給者等就労支援事業の概要



# 生活保護受給者等就労支援事業の実績と目標

○ 生活保護受給者等就労支援事業の実績については、平成17年度以降順調に伸びてきており、今後、平成21年度末までに就職率60%とすることを目標とする（「福祉から雇用へ推進5カ年計画（成長力底上げ戦略）」）。



# 離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※目を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、目住宅手当とC総合支援資金貸付の併用が可能です。

## マークの見方

下のマークは支援の内容を  
大まかに表したものです



住宅入居  
の支援



家賃  
の支援



生活費  
の支援



就職  
の支援

## A 就職安定資金融資

事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した方に対する、  
住宅入居初期費用等の貸付。

### お問い合わせ先

ハローワーク



貸付



貸付



貸付



貸付

### 支援の概要

#### 貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**  
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限月額**6万円**×6ヶ月
- ③常用就職活動費…… 上限月額**15万円**×6回
- ④就職身元保証料…… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。  
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をし、  
その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ  
届け出た場合、貸付額の返済が一部免除されます。

### 次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合等(「解雇」、「雇止め」、「勤労退職など事業主の働きかけ等による自己都合離職(雇用保険の「特定受給資格者」に限る)」)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方(離職後離婚等により主たる生計維持者となった者を含む)
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方(具体的にはハローワークに求職申し込みをし、月1回以上定期的職業相談を受け、常用就職に向けた就職活動を熱心に行うこと)
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦貸付られた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

## B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、  
賃貸住宅の家賃のための給付。

### お問い合わせ先

地方自治体



給付

### 支援の概要

#### 支給額

賃貸住宅の家賃額  
※地域ごとの上限額(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額)及び収入に応じた調整があります。

例:月**53,700円**

(東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合)

#### 支給期間

原則6ヶ月  
一定の条件の下、最大9ヶ月支給可能

### 次の要件全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方(離職後離婚等により主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④申請者及び申請者と生計を一同とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
 

単身世帯	:8.4万円に家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)を加算した額未満
2人世帯	:17.2万円以内
3人以上世帯	:17.2万円に家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)を加算した額未満
- ⑤申請者及び申請者と生計を一同とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
 

単身世帯	:50万円	複数世帯	:100万円
------	-------	------	--------
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方  
※ハローワークへの求職申し込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。

# C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先

市町村社会福祉協議会



貸付



貸付



貸付

## 支援の概要

### 貸付額

#### ①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額20万円

単身世帯…………… 上限月額15万円  
(最長1年間)

#### ②住宅入居費…………… 上限40万円 (敷金・礼金等)

#### ③一時生活再建費… 上限60万円

### 連帯保証人 原則必要

### 利子

無利子  
連帯保証人を立てない場合は  
利子年1.5%

## 次の要件全てに該当する世帯(貸付を受ける方は本人確認が必要)

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。  
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

# D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先

ハローワーク



給付(+貸付)

## 支援の概要

### 支給期間 職業訓練期間中

### 支給額 単身者の方……………月額10万円

被扶養者のいる方…月額12万円

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額5万円

被扶養者のいる方: 上限月額8万円

## 次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

# 目 臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先  
市町村社会福祉協議会

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない  
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。



## 支援の概要

**貸付額** 上限10万円

**連帯保証人** 不要

**利子** 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

## 次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護)又は公的貸付制度(☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

# 目 就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク



事業主都合等離職に伴い住居を喪失した方に対する、  
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。

## 支援の概要

**支援期間** 3ヶ月

### 支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)  
「生活・就職活動費」(月額10万円×最長3回)の支給など住居・生活支援
- ・就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。  
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

## 次の要件全てに該当する方

- ①倒産・解雇等又は期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと(その者が更新を希望した場合に限る)による離職をし、その離職後1年以内である方
  - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
  - ③雇用保険の受給資格がない方
  - ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
  - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

# 目 長期失業者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク



長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援  
(生活費等の資金の貸付も可能)。

## 支援の概要

**支援期間** 6ヶ月  
四半期に1回(5月、7月、10月、1月)開始予定

- 支援内容**
- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
  - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
  - ・就職後の職場定着のためのサポート

**貸付額** 労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限月額15万円×6回)

※実施していない都道府県もあります。  
※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

## 次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ⑧平成21年度以降、本事業による支援を受けていない方

※貸付を希望しない方の場合、④～⑥は問いません。  
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。